

4月1日から

証明書のコンビニ交付が始まります

●問い合わせ／窓口サービス係



証明書のコンビニ交付とは

証明書のコンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市町村が発行する証明書が全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から取得できるサービスです。

お近くのコンビニエンスストアを利用することで、申請書を記入する必要がなく、都合のよい時間に受け取ることができます。（一部利用できない時間帯もあります）

取得できる証明書・交付手数料

住民票の写し	1通300円
印鑑登録証明書	1通300円

サービス開始日時

令和5年4月1日6時30分

利用時間

毎日6時30分から23時まで
※故障対応を含むシステムメンテナンスの時間を除く

利用できる店舗

マルチコピー機（多機能端末機）が設置されている全国のコンビニエンスストア等
※厚岸町内では、セブンイレブンとセイコーマートで利用できます

取得に必要なもの

- ▷マイナンバーカード
- ▷暗証番号（マイナンバー交付時に設定した数字4桁）

証明書の取得方法

- ①マルチコピー機で『行政サービス』を選び、マイナンバーカードをセット
- ②暗証番号（数字4桁）を入力
- ③必要な証明書と部数を選択する
- ④内容を確認後、マルチコピー機に手数料を入れる
- ⑤証明書と領収書を受け取る

マルチコピー機の詳しい操作方法については、コンビニ交付のホームページをご覧ください。

●URL／<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>



注意事項

- ▷4桁の暗証番号を連続で3回間違えると利用できなくなります。その場合、厚岸町役場で暗証番号の初期化、再設定の手続きが必要になります。
- ▷誤って証明書を取得した場合、返金・交換はできません。
- ▷住所の異動を行った場合、内容が反映されるまで数日かかります。
- ▷住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。
- ▷特別な事情により閲覧制限をしている人がいる世帯の住民票と印鑑登録証明書はコンビニ交付はできません。

